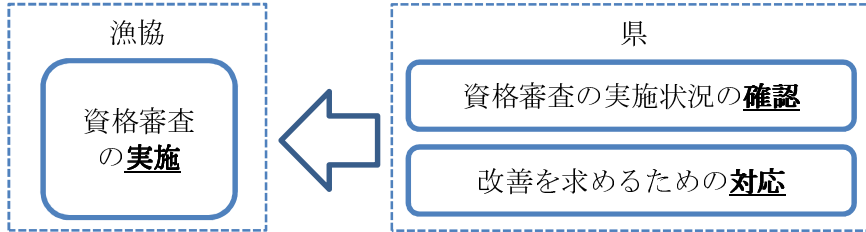


【別紙5】漁協の資格審査の適正化に向けた県の対応

1 概要図



2 資格審査の実施状況の確認

漁業協同組合の資格審査の実施状況の検証については、現地確認、文書依頼、検査（部分、全面）及び報告徴求命令により資格審査委員会及び理事会の議事録、審査資料、算定された各種日数に係る資料、審査結果に係る資料並びにその他資格審査に当たり徴収又は整備した資料を確認する。

確認方法	想定対象組合
現地確認（モニタリング）	下記以外の組合
文書による提出依頼	
検査	改善が見られない
報告徴求命令	又は審査状況に疑義がある組合

3 改善を求めるための対応

資格審査規程に基づく適切な資格審査を実施していないことが確認された組合に対しては、文書指導、報告徴求命令、必要措置命令等により改善を求める。

改善が見られない又は審査状況に疑義がある場合は順次厳しい対応方法をとる。

順序	対応方法	想定対象組合
↓	文書による指導	下記以外の組合
	報告徴求命令	改善が見られない 又は審査状況に疑義がある組合
	必要措置命令	
	(役員改選命令)	
	(解散命令)	

4 確認及び対応方法に係る根拠法令及び行政手続法上の区分

確認及び対応方法の種類	根拠法令	区分
現地確認、 文書による依頼及び指導	法第127条第1項、 行手法第32条第1項	行政指導
検査	法第123条	行政処分
報告徴求命令	法第122条	
必要措置命令	法第124条第1項	行政処分 (不利益処分)
役員改選命令	法第124条第2項	
解散命令	法第124条の2	

※法：水産業協同組合法， 行手法：行政手続法

5 行政指導又は行政処分により求める内容

次の点について重点的に改善を求め、改善が見られない場合は順次厳しい対応をとる。

- (1) 資格審査に向け、組合員に資格審査規程に則った審査資料を提出するよう周知する。
- (2) 全正組合員に対し、資格審査規程に則った審査資料に基づく日数の算定及び算定日数を基にした組合員資格の有無の判定を実施する。

- (3) 資格審査の際、算定された日数が明らかに正組合員資格の要件に満たない者については、准組合員への異動を決定する。

6 確認対象組合員

対象組合員	想定対象組合	備考
役員及び資格審査委員	下記以外の組合	—
正組合員の全員（又は抽出）	改善が見られない又は審査状況に疑義がある組合	地区資格審査委員会がない組合
該当地区の正組合員の全員（又は抽出）	地区資格審査委員会単位で改善が見られない又は審査状況に疑義がある組合	地区資格審査委員会がある組合